

議案第 83 号

大田原市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 5 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

大田原市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名中「空き家等」を「空家等」に改める。

第1条中「空き家等」を「空家等」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

第3条中「管理不全な状態にある空き家等」を「特定空家等」に、「空き家等が管理不全な状態であること」を「特定空家等」に改める。

第4条中「空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態」を「空家等の所有者等は、当該空家等が特定空家等」に改める。

第5条中「空き家等が管理不全な状態」を「空家等が特定空家等」に、「管理不全な状態に関する」を「特定空家等の」に改める。

第6条中「空き家等」を「特定空家等」に改める。

第7条から第10条までを削る。

第11条第1項中「空き家等が管理不全な状態にあり」を「特定空家等をそのまま放置すれば」に、「所有者等」を「当該特定空家等の所有者等」に改め、同条第3項中「大田原市空き家等審議会」を「大田原市空家等審議会」に改め、同条を第7条とする。

第12条第1項中「空き家等」を「空家等」に改め、同条を第8条とする。

第13条中「から第10条まで」及び「、助言、指導、勧告、命令及び公表」を削り、「空き家等の管理不全な」を「特定空家等の」に改め、同条を第9条とする。

第14条を第10条とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。